ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

CHINA LEGAL UPDATE

2021 年 6 月 17 日
（第 487 号）

Contents

Ⅰ TOPICS
今後のセミナー等の情報
最近のセミナーや論文等の情報

Ⅱ Lawyer's Eye
【連載】中国民法典の実務的分析 ～第 5 回 権利侵害責任法
中国弁護士 胡 絢静
日本弁護士 徳山剛史

Ⅲ 中国法令アップデート
公布済み法令
＜憲法・行政法＞
・中華人民共和国データ安全法
・全国人民代表大会常務委員会 2021 年度立法業務計画
・国家市場監督管理総局による 2021 年立法業務計画
・中華人民共和国香港特別行政区基本法附則一香港特別行政区行政長官の選出方法
・中華人民共和国香港特別行政区基本法附則二香港特別行政区立法会の選出方法及び審議手続き
＜貿易・税関＞
・中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法
・中華人民共和国輸入食品国外生産企業登録管理規定
・インターネット取引監督管理弁法
・越境 EC 小売販売輸入試行の拡大、監督管理要求の厳格的な実行に関する通知
＜外商投資＞
・「中華人民共和国外資保険会社管理条例実施細則」の改正に関する決定
＜自由貿易試験区関連＞
・中華人民共和国海南自由貿易港法
・全国人民代表大会常務委員会により国務院に授権された自由貿易試験区関連法律規定の適用の暫定的な調整に関する決定
＜金融＞
・金融機構マネーロンダリング禁止及びテロ融資禁止監督管理弁法

©Anderson Mori & Tomotsune

＜民法＞
・国家賠償案件の審理における精神的な損害賠償責任の確定における法律適用の若干問題に関する解釈
＜民事訴訟法＞
・最高人民法院による北京金融法院における案件の管轄に関する規定
＜知的財産権＞
・改正後特許法についての審査業務実施の取扱いに関する暫定弁法
・国家知識産権局弁公室による広州開発区において特許代理の対外開放に関連する試行業務への同意に関するレター
＜社会法＞
・医療機器監督管理条例
・典型類型のモバイルインターネットアプリケーションにおいて必要な個人情報範囲の規定

草案・意見募集稿等
・中華人民共和国個人情報保護法（草案）（二次審議稿）
・海南自由貿易港の建設支援における市場参入緩和の若干の特別措置に関する意見
・中華人民共和国先物法（草案）
・インターネットライブコマース管理弁法（試行）
・「中華人民共和国煙草専売法実施条例」の改訂に関する決定（意見募集稿）

Ⅳ　中国万感

中国における中学校進学（小昇初）事情
～北京を中心として～

北京オフィス顧問　李　加弟

©Anderson Mori & Tomotsune

Ⅰ　TOPICS

今後のセミナー等の情報

◆当事務所のパートナー、射手矢好雄弁護士が国際仲裁ウェビナーに登壇いたします。

「国際仲裁ウェビナー～中国関連ビジネスを中心に～」
日時：2021 年 7 月1日（木）14：00～15：30
会場：WEB 配信
運営：（共催）法務省，在中国日本国大使館，JIDRC，JCAA

https://www.cn.emb-japan.go.jp/files/100195214.pdf
https://www.jcaa.or.jp/seminar/seminar.php?mode=show&seq=72&

◆当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士が国際取引セミナーに登壇いたします。

「米中情勢を踏まえた中国企業との取引～日本企業の経済安全保障的法務～」
日時：2021 年 7 月 20 日（火）14:00～15:30
会場：WEB 配信
運営：（主催） JCAA ／（後援）日本貿易振興機構（ジェトロ）

https://www.jcaa.or.jp/seminar/seminar.php?mode=show&seq=71&

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座（オンラインセミナー）を開催しております。今後数回の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

- 第 8 回（中国メインランド）：2021 年 7 月 28 日（水）14：00
- 外資企業の中国進出にかかる実務的検討～外商投資法施行後の影響を踏まえて～（仮）

講師：アソシエイト弁護士　尾関　麻帆
　　上海オフィス顧問　　銭　　一帆

◆最近のセミナーや論文等の情報

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 5 回（台湾）
「台湾の外資規制と M&A―進出検討から撤退まで―」
日時：　2021 年 3 月 24 日
講師：　パートナー若林耕弁護士、アソシエイト呉暁青台湾弁護士

©Anderson Mori & Tomotsune

第 6 回（香港）
「激動の香港における M&A　～中国大陸法との比較を交えて～」
日時：　2021 年 4 月 22 日
講師：　シニア・フォーリン・カウンセル中村祐子香港・英国弁護士、アソシエイト横井傑弁護士

第 7 回（中国メインランド）
日時：2021 年 5 月 19 日
「転換期を迎える中国知的財産制度　～新・国家知財戦略と専利法・著作権法の改正を交えて～」
講師：アソシエイト中国李芸弁護士、アソシエイト岩井久美子弁護士

©Anderson Mori & Tomotsune

Ⅱ　Lawyer's Eye

中国弁護士　胡　絢静
日本弁護士　徳山剛史

【連載】中国民法典の実務的分析
第 5 回　権利侵害責任法

はじめに

本稿では、中華人民共和国民法典（主席令第 45 号）のうち、権利侵害責任編（民法典第七編）の内容について取り上げる。

本シリーズの目的は民法典を網羅的に取り上げるものではく、実際に中国実務に影響を与え得る重要なポイントに絞って分析を試みることにあるため、以下では民法典の権利侵害責任編に含まれる改正点の中でも特に企業において注意すべきものをピックアップして取り上げる。

なお、本シリーズのテーマ表を改めて以下の通り掲載する。

	テーマ
1.	民法典の全体像・民法総則
2.	物権法・保証
3.	人格権
4.	契約法
5.	**権利侵害（今回）**
6.	民法典に関する重要司法解釈

民法典が施行された 2021 年 1 月 1 日の前後に、民法典に関する多数の司法解釈の改廃及び新設があった。その主要な内容については第 6 回として取り扱う予定である。

第1　総論

民法典第七編「権利侵害」の内容は、日本の民法における不法行為法に当たるものであり、基本的に 2009 年成立の「中華人民共和国権利侵害責任法」（以下「権利侵害責任法」）の内容を引き継いでいるが、最高人民法院が公布したいくつかの司法解釈 [1]の中の一部の条文が法律化される形で追加されているほか、様々な改正も加えられている。以下、特に日系企業にとって影響が大きいと思われる改正点 3 点について、その具体的な判断基準等も踏まえて紹介する。

第 2　知的財産権侵害における懲罰的損害賠償

1. 概要

民法典第 1185 条においては、「故意に他人の知的財産権を侵害した場合で、情状が重大である場合には、被

[1] 主に「最高人民法院による民事権利侵害による精神的損害賠償責任の確定に関する若干問題の解釈」、「最高人民法院による人身損害賠償事件の審理に適用される法律に関する若干問題の解釈」、「最高人民法院による情報ネットワークを利用した人身権益の侵害についての民事紛争事件の審理に適用される法律に関する若干問題の規定」、「最高人民法院による道路交通事故についての損害賠償事件の審理に適用される法律に関する若干問題の解釈」等が含まれる。

©Anderson Mori & Tomotsune

侵害者は相応の懲罰的賠償を請求する権利を有する」旨の規定が新設されている。同旨の規定は商標法第 63 条、不正競争防止法第 17 条にも見られ、さらに 2021 年 6 月 1 日に施行された改正特許法第 71 条及び改正著作権法第 54 条でも懲罰的賠償に関する規定が同様に新設されている。民法典の上記規定は、知的財産権侵害全般について、権利者が懲罰的損害賠償を請求できることを意味している。

2.「故意」の判断基準

上記 1. のとおり、民法典第 1185 条においては、知的財産権を侵害された者が懲罰的損害賠償を請求するための要件として、「故意」に侵害したことが要求されている [2]。この「故意」該当性に関する判断基準としては、2021 年 3 月 3 日より施行されている司法解釈「最高人民法院による知的財産権侵害についての民事事件の審理について適用する懲罰的賠償の解釈」（以下「懲罰的賠償解釈」）において、侵害された知的財産権の客体の類型、権利状態及び関連する製品の知名度、被告及び原告又は利害関係者の関係等の要素を考慮するとされており、具体的には、以下の事情が認められれば、被告が「故意」を有していると認定できるとされている（懲罰的賠償解釈第 3 条）。

(i)被告が原告又は利害関係者の通知、警告を受けた後もなおも継続して権利侵害行為を行った場合、(ii)被告またはその法定代表人、管理人が原告又は利害関係者の法定代表人、管理人、実質的支配者である場合、(iv)原告と被告の間に労働、労務、提携、ライセンス、仲介、代理、代表等の関係が存在し、かつ被告が侵害された知的財産権に接触したことがあるとき、(v)被告が無断で複製を行い、又は登録商標を冒用する行為を行ったとき、(vi)その他故意を認めることができる状況。

3.「情状が重大」の判断基準

民法典第 1185 条においては、「故意」要件の他、知的財産権侵害に対する懲罰的損害賠償を請求するための要件として、「情状が重大」であることが必要とされている。この点についても、商標法、不正競争防止法、著作権法及び特許法上の規定も同様である。懲罰的賠償解釈第 4 条においては、知的財産権の侵害における「情状が重大」であるか否かは、権利侵害手段、回数、権利侵害行為の持続時間、地理的範囲、規模、結果、訴訟中における権利侵害者の行為等の要素を総合的に考慮して判断することとされており、具体的には、以下の事情が認められれば、「情状が重大」であることを認定することができるとされている。

(i)権利侵害により行政処罰を受け、又は法院の裁判により責任を負った後に、再度同一又は類似した権利侵害行為を行った場合、(ii)権利侵害を業としている場合、(iii)権利侵害の証拠を偽造、毀損又は隠匿した場合、(iv)保全の決定の履行を拒否した場合、(v)権利侵害により得る利益又は権利者が受ける損害が非常に大きい場合、(vi)権利侵害行為が国家の安全、公共の利益または人身の健康に危害を及ぼす恐れがある場合、(vii)その他情状が重大だと認めることができる状況。

4. 懲罰的損害賠償の範囲

民法典第 1185 条においては、懲罰的賠償の範囲は明確に規定されていないものの、特許法、著作権法、商標法においては下表のとおり懲罰的賠償の範囲が定められており、特許権、著作権、商標権の侵害についてはそれぞれ下表の範囲内で懲罰的賠償の請求が認められると考えられる。

侵害された知的財産権	根拠条文	懲罰的賠償の範囲
特許権	特許法 71 条 1 項	認定損害額の 1 倍以上 5 倍以下
著作権	著作権法 54 条 1 項	認定損害額の 1 倍以上 5 倍以下

[2] 改正著作権法および改正特許法においては、民法典と同様に、「故意」に侵害したことが要件とされているのに対し、商標法及び不正競争防止法では「悪意」が要件とされている。しかし、この「悪意」は後述の司法解釈において「故意」に含まれるものとされているため、民法典とこれらの特別法の要件は統一されていると理解してよい。

©Anderson Mori & Tomotsune

商標権	商標法 63 条 1 項	認定損害額の 1 倍以上 5 倍以下

第 3 ネットワークを利用した権利侵害

1. 概要

ネットワークを利用した権利侵害は、典型的には人格権（肖像権、名誉権、プライバシー権）の侵害、知的財産権の侵害がこれにあたる。例えば、インターネットを通じて被害者に関する虚偽の情報を拡散する行為、他人の商標、著作権等の知的財産権を無断使用する行為が当てはまる。民法典は、権利侵害責任法に定められていた規定に加えて、権利者がネットワークサービス提供者に対して取りうる要請、ネットワークサービス提供者が求められる対応、ネットワークユーザーの対抗措置に関する対応等の一連の、取ることができる又は取らなくてはならない手続の流れについて新たに規定を追加している。

2. 手続の流れ

ネットワークを利用した権利侵害が発生した場合の対応手続の具体的な流れをまとめて図に示すと、下図のとおりとなる。

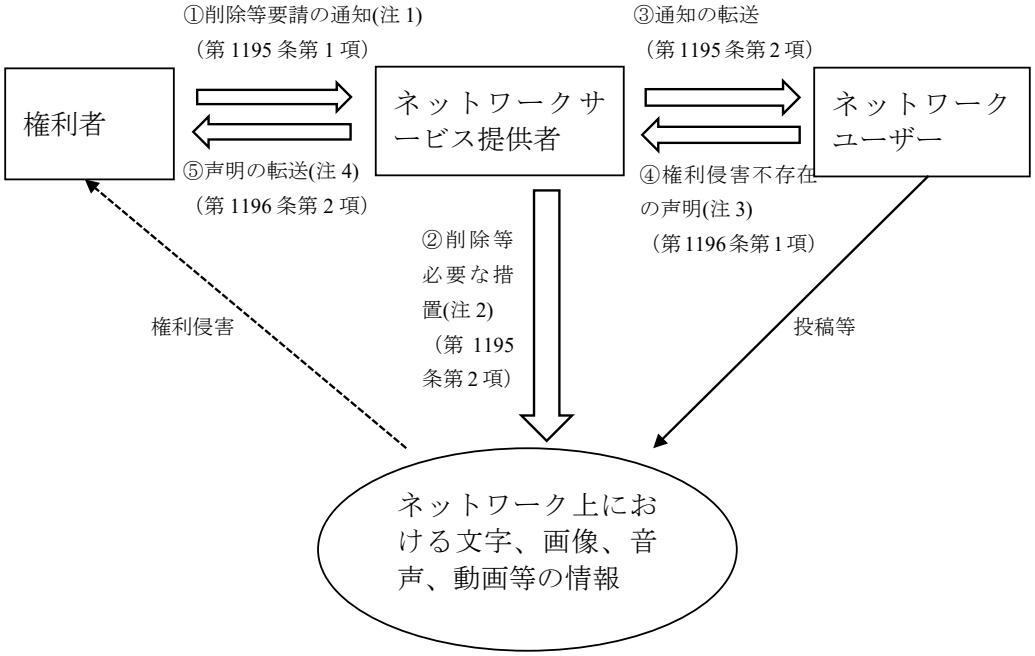

(注 1) 権利侵害を構成することの初歩的な証拠及び権利者の真実の身分情報を含む必要がある。
(注 2) ④の声明転送後合理的期間内に権利者が政府部門に訴え出たこと又は訴訟を提起したことの通知を受領しなかった場合は速やかに措置を停止しなければならない。
(注 3) 権利侵害が存在しないことの初歩的な証拠及びネットワークユーザーの真実の身分情報を含む必要がある。
(注 4) 声明の転送と同時に関連する政府部門に訴え出ること又は人民法院に訴訟を提起できることを併せて告知しなければならない。

(1) 権利侵害行為の削除等の要請

民法典第 1195 条第 1 項においては、ネットワークユーザーがネットワークサービスを利用して権利侵害行為を

©Anderson Mori & Tomotsune

行った場合、権利者はネットワークサービス提供者に対して削除、遮蔽、接続遮断等の必要な措置を取るべきことを通知する権限を有するとされている(上図①)。この点は従前の権利侵害責任法においても規定されていたが、民法典においてはさらに、当該通知に権利侵害を構成することの初歩的な証拠と権利者の真実の身分情報が含まれていなければならないことが明示されている。なお、誤った通知によりネットワークユーザーまたはネットワークサービス提供者に損害をもたらした場合には、誤った通知を行った権利者(と主張する者)が権利侵害責任を負うことになる(同条第 3 項)。

(2) 権利者の通知に基づくネットワークサービス提供者の義務

権利者からの削除等の要請通知を受けたネットワークサービス提供者は、関連するネットワークユーザーに対し、適時に当該通知を転送し、権利侵害を構成することの初歩的な証拠を提出し、また、サービス類型に応じた必要な措置を取らなければならない(上図②及び③)。ネットワークサービス提供者が、この必要な措置を取らなかった場合には、当該措置を取らなかったことにより損害が拡大した部分について、当該ネットワークユーザーと連帯責任を負うこととなる(民法典第 1195 条第 2 項)。

(3) ネットワークユーザーの対応に基づくネットワークサービス提供者の義務

上図③の通知の転送を受けたネットワークユーザーは、ネットワークサービス提供者に対して権利侵害が存在しない旨の声明を提出することができる(上図④)。当該声明には権利侵害が存在しないことの初歩的な証拠及び当該ネットワークユーザーの真実の身分情報が含まれている必要がある(民法典第 1196 条第 1 項)。ネットワークサービス提供者は、当該声明を受領した後、通知を発出した権利者に対して、これを転送するとともに、関連する政府部門に訴え出ること又は人民法院に訴訟を提起することができることを告知する必要がある(上図⑤)。また、ネットワークサービス提供者は当該声明を権利者に転送した後、合理的期間内に、権利者が政府部門に訴え出たこと又は訴訟を提起したことの通知を受領しなかった場合は速やかに削除等の措置を停止しなければならない(同条第 2 項)。

なお、ネットワークサービス提供者が、ネットワークユーザーがそのネットワークサービスを利用して他人の民事権益を侵害していることを知り、又は知るべき場合に必要な措置を取らなかった場合には、当該ネットワークユーザーと連帯責任を負うこととされている(民法典第 1197 条)。

3. まとめ

従前の権利侵害責任法においては、権利者がネットワークサービス提供者に対して削除等を要請する通知を行う権利を有することと、ネットワークサービス提供者にこれに応じて必要な措置を取る義務があり、必要な措置を取らなかった場合の損害の拡大部分につき連帯責任を負うことのみが規定されていた。民法典においては上記の通り削除等の措置を取られるネットワークユーザーに異議申立ての機会を与え、権利者が相応の期間内に訴訟提起等を行わない場合には当該措置を停止することをネットワークサービス提供者に義務付けており、権利侵害を受けた(と主張する)者のみならず、当該措置を取られたネットワークユーザーの権利についても一定の配慮を行っており、これら二者の権利のバランスをとる形で規定されているということができる。全体的にネットワークサービス提供者の義務が加重されており、中国向けの SNS 等のプラットフォームを運営する場合には特に留意が必要となる。

第 4 環境汚染及び生態破壊の責任

1. 概要

環境汚染に関する責任については、従前の権利侵害責任法においても第 65 条～第 68 条において定められており、これらの規定は民法典にも受け継がれているが、民法典では環境汚染に加えて生態破壊についてもその対

©Anderson Mori & Tomotsune

象に加え、さらにいくつかの規定が新設されている。いずれも環境汚染・生態破壊に対する責任をより広く認める規定であり、これらの行為に対してより厳しい責任を認める内容となっており、昨今中国においても環境に対する意識が高まっている中、生態環境に対する影響についてより一層注意する必要があるといえる。以下では、民法典において新設された規定について紹介する。

2. 懲罰的損害賠償の導入

民法典第 1232 条においては、権利侵害者が法律規定に反し故意に環境を汚染し、生態を破壊して重大な結果がもたらされた場合には、被侵害者は相応の懲罰的損害賠償を請求することができると規定しており、従前存在しなかった懲罰的損害賠償の規定が新設されている。同条における「故意」、「重大な結果」の判断基準は明らかではなく、今後の法院による指導意見や典型判例の集積を待つ必要がある。

3. 生態環境修復義務

生態環境に損害をもたらした場合、それが修復可能である場合には国家が規定する機関又は法律が規定する組織は、権利侵害者に対して合理的期間内に修復する責任を追及することができ、権利侵害者が合理的期間内に修復しない場合には、当該機関又は組織が自ら又は他人に委託して修復した上、その費用を権利侵害者に負担させることができることとされた(民法典第 1234 条)。従前、環境破壊に対しては金銭賠償のみ請求できることとされていたところ、金銭賠償では、賠償額を確定することが困難であり、また賠償金が環境修復に使用されるとは限らないため、専ら公益的な観点から権利侵害者に環境修復義務を負わせる規定が設けられたものと考えられる。

4. 生態環境損害の賠償責任

生態環境に損害をもたらした場合、国家が規定する機関又は法律が規定する組織は、権利侵害者に対して以下(i)～(v)の損失及び費用の賠償を請求することができることとされた(民法典第 1235 条)。

(i)生態環境の損害が原状回復するまでの間に機能を喪失したことによりもたらされた損害、(ii)生態環境機能の永久的損害によりもたらされる損失、(iii)生態環境調査、鑑定評価等の費用、(iv)汚染除去、生態環境修復のための費用、(v)損害の発生と拡大を防止するために支出した合理的費用

純粋な損害賠償では原告の受けた損害しかカバーされないところ、公益的観点から環境汚染・生体破壊により生じる損害及び回復のための費用についても汚染者に責任を負わせるために設けられた規定と考えられる。

以上

©Anderson Mori & Tomotsune

Ⅲ　中国法令アップデート

最新中国法令の解説

公布済み法令

＜憲法･行政法＞

中華人民共和国データ安全法

[ポイント] 本法は、データセキュリティの保障やデータの安全かつ有効的な利用の促進を掲げており、データを等級基準に応じて分類して、当該分類に応じた取り扱いをするというデータ等級分類保護制度を実施するとする。具体的には、「データが改ざん、破壊、漏洩又は不法取得、不法利用される場合、国の安全、公共利益又は公民、組織の合法的権利利益にもたらす危害の程度に応じて、データに対して等級分類保護を実行する」とし、サイバー空間の有無を問わず、個人情報を含む重要データを重点的に保護する姿勢を示している。本法においては、従前は、「ネット安全法」に基づき重要情報インフラ事業者のみ規制されていた重要データの越境移転について、今後は重要情報インフラ事業者以外の事業者においても規制する姿勢を示唆するほか、国家安全の観点から、国家にとっての重要なデータを管理しようとする方向性も示されている。本法は、2021 年 4 月に第二次草案が発表されていたが、成立法においては、第二次草案にはなかった「国家安全、国民経済、重要な国民生活、重大な公益に関するデータ」と定義される「国家コアデータ」（国家核心数据）に関する規定が追加され、これらのデータについては一層厳格な管理制度を実行する旨が明確にされた。今後、本法に関連する下位法令が多く予想され、実務的運用は、それらの発表待たれる。本法は、本年 9 月 1 日に施行予定である。「データ安全法」の詳細については、次号ニュースレターの Lawyer's Eye で取り扱う予定である。

[公布／公表機関] 全国人大常委会

2021 年 6 月 10 日公布、2021 年 9 月 1 日施行（中華人民共和国主席令第八十四号）

[原文] 中华人民共和国数据安全法

執筆担当：日本弁護士　尾関麻帆

全国人民代表大会常務委員会 2021 年度立法業務計画

本計画は、全国人民代表大会常務委員会が 2021 年に審議する法令等について、審議の優先度順に、審議継続、初回審議、審議準備の 3 類に大別して紹介している。審議継続法案としては、合計 17 件挙げられているが、特に重要なものとしては、2021 年 1 月に可決され、7 月 15 日に施行予定の行政処罰法（前号参照）、2021 年 6 月 10 日に成立し、即日施行とされた海南自由貿易港法（本号下記「海南自由貿易港法」参照）及び同日に成立し、本年 9 月 1 日から施行予定のデータ安全法（本号上記「データ安全法」参照）、現在第二次審議稿が発表されている個人情報保護法（本号下記「中華人民共和国個人情報保護法（草案）（二次審議稿）」参照）等があり、これらは正式公布までの最終段階に入っていると考えられる。続いて、初回審議対象法案としては 37 件紹介されているが、現在意見募集稿が発表されている安全生産法（前号参照）、印紙税法（前号参照）の他に、従前からその改正が注目されている独占禁止法（改正）、会社法（改正）、企業破産法（改正）、行政不服審査法（改正）などが挙げられている。最後に、審議スケジュールが立っていないものの、今後審議が予定されている審議準備法案としては、保険法、資金洗浄法の改正が挙げられている他、ネット犯罪防止にかかる法令、民法典の実施に関連する法令等の制定が挙げられている。本計画で紹介された法令は、いずれも日系企業の中国における子会社経営に重大な影響を及ぼし得る法令であり、これらの審議の動向に注視していきたい。

[公布／公表機関] 全国人大常委会

©Anderson Mori & Tomotsune

2021 年 4 月 21 日公布
[原文] 全国人大常委会 2021 年度立法工作计划
執筆担当：日本弁護士　尾関麻帆

国家市場監督管理総局による 2021 年立法業務計画
[ポイント] 本計画は、国家市場監督管理総局が 2021 年に起草予定の法案・行政法規、予定されている部門規定の改正を紹介するものである。予定されている重要な制定及び改正としては、独占禁止と不正競争防止の関係では「独占禁止法」の改正に伴い実施される「インターネット不正競争行為の禁止に関する若干の規定」の制定及び「営業秘密保護規定」等部門規則の改正、昨年から続いている企業登記の改正関係では、「企業名登録管理実施弁法」、「企業名称紛争処理暫定弁法」（前号参照）等の規則の改正、知的財産権保護の関係では、「特許法実施条例（審議案）」の国務院への提出に合わせた「特許出願行為の規範化のための若干の規定」などの規則の改正、食品・医薬品安全の関係では、「食品生産経営監督検査管理弁法」、「薬品経営監督管理弁法」などの規則の改正がある。いずれも、日系企業の中国における中国における子会社経営に密接な関係があり得る法令であり、これらの動向に注視していきたい。
[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局
2021 年 4 月 1 日公布（国市監法発[2021]14 号）
[原文] 国家市场监督管理总局 2021 年立法工作计划
執筆担当：日本弁護士　尾関麻帆

中華人民共和国香港特別行政区基本法附則一　香港特別行政区行政長官の選出方法
[ポイント] 中国の全人代常務委員会は、近年の民主化デモ、2019 年 11 月 24 日の区議会選挙の民主派の躍進等を受け、行政長官の選出方法を規定した香港基本法の附則一を改正した。香港の行政長官の選出は、直接選挙制ではなく、選挙委員会という組織が選出する方式を採っている。したがって、選挙委員会の構成が香港の統治や、民意の反映に大きく影響するところ、一部の選挙委員の具体的な選出方法が規定されたり（例：法曹界枠の 30 席のうち 9 席について中国法学会の香港理事から指名する等）、従来民主派が多数を占めてきた区議会枠が廃止されたりといった改正がなされた。こういった流れは、あくまで政治的変更であって中国大陸及び香港の経済的側面に直接の変更を及ぼすものではないが、長期的視野から香港という地域を分析するにあたって一定の視点を示すものであるといえる。
[公布／公表機関] 全国人大常委会
2021 年 3 月 30 日公布、2021 年 3 月 31 日施行（中華人民共和国主席令第 75 号）
[原文] 中华人民共和国香港特别行政区基本法附件一　香港特别行政区行政长官的产生办法
執筆担当：日本弁護士　横井傑

中華人民共和国香港特別行政区基本法附則二　香港特別行政区立法会の選出方法及び審議手続き
[ポイント] 香港行政長官の選出方法の改正と同様、近年の民主化デモ、2019 年 11 月 24 日の区議会選挙の民主派の躍進等を受け、立法会議員の選出方法を定めた香港基本法の附則二が改正された。今回の主要な改正点としては、これまで行政長官の選出を担ってきた選挙委員会が立法会議員の候補者の指名権限を獲得した点、選挙枠の大幅改正により選挙委員会枠が新たに 40 議席設けられた一方で直接選挙枠が 35 議席から 20 議席に縮小された点、候補者資格審査委員会が新設された点などが挙げられる。行政長官の選出方法の改正と同様に、中国大陸及び香港の経済的側面に何らの変更も加えるものではないが、長期的視野からの香港の分析にあたっては念頭に置いておくべき改正と思われる。
[公布／公表機関] 全国人大常委会
2021 年 3 月 30 日公布、2021 年 3 月 31 日施行（中華人民共和国主席令第 75 号）

©Anderson Mori & Tomotsune

[原文] 中华人民共和国香港特别行政区基本法附件二 香港特别行政区立法会的产生办法和表决程序
執筆担当：日本弁護士　横井傑

＜貿易・税関＞

中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法

[ポイント] 本管理弁法は、2012 年 3 月 1 日に施行、2018 年 11 月 23 日に改正された輸出入食品安全管理弁法の二度目の改正法であり、輸出入する肉類、水産品、乳製品などの製品の検査検疫要求を含む輸出入食品の安全、人類、動植物の生命と健康のための諸規制を定める。現在中国に輸入される製品には、中国語のラベルがシール形式で貼付されていることが多いが、本管理弁法によれば、輸入健康食品、特殊膳食食品の中国語ラベルは貼付ではなく、最小販売単位の包装に直接印刷しなければならないとする。また、今後は、税関が輸入食品に対して輸入前の先行検査を実施できることが規定されている。これにより企業は不合格品に対して事前に対策または措置を適宜に取ることが出来、損失が拡大することを防ぎ、水際における輸入品差し止めのリスクを大幅に低減させることが可能になった。本管理弁法の施行日は 2022 年 1 月 1 日であるが、新しいモデルの先行検査は既に一部の地方港で実施されている。本管理弁法は、その他サンプルなどの貿易関連規制対象外の食品、免税対象食品及び大使館・領事館における自己使用の食品に対する監督方法が改めて明確にされている。なお、本管理弁法の施行に伴い、現行管理弁法の他に、輸出蜂蜜検査検疫管理弁法、輸出入乳製品検査検疫管理弁法及び輸出入食品生産企業届出管理規定は 2022 年 1 月 1 日をもって廃止される。
[公布／公表機関] 税関総署
2021 年 4 月 12 日公布、2022 年 1 月 1 日施行（中華人民共和国税関総署令 249 号）
[原文] 中华人民共和国进出口食品安全管理办法
　　附件 1：海関総署関于公布「中華人民共和国進出口食品安全管理弁法」的令
執筆担当：北京オフィス顧問　李加弟

中華人民共和国輸入食品国外生産企業登録管理規定

[ポイント] 本規定は、2012 年 5 月 1 日に施行された輸入食品国外生産企業登録管理規定の、2018 年に次ぐ 2 度目の改正であり、中国に食品を輸出する企業の税関登録について定める。本改正の主な点は次の通り。登録を要する企業には、食品添加物及び食品関連製品の生産・加工・保管企業が含まれないことが明確に規定された（2 条 2 項）。従来、「輸入食品国外生産企業登録実施目録」により管理されるとされた箇所が削除され、従来の目録に規定されていた肉類・水産品・乳製品・燕の巣等の項目は 7 条に移された上で、卵、食用油、穀物、野菜、調味料、コーヒー豆、保健食品等が追加され、これらについては所在国家の主管当局から税関総署に推薦・登録すべきことが規定された。また、従来は所在する国家の獣医サービス・植物保護・公共衛生管理システムの評価に合格していること等が要件として挙げられていたが、改正により所在する国家の食品安全管理システムが税関総署の評価・審査を受けていること、所在する国家の主管当局の認可・監督を受けていること等が要件となり（5 条）、中国税関により当該国の食品安全管理システム自体が評価されることも予定されている。
[公布／公表機関] 税関総署
2021 年 4 月 12 日公布、2022 年 1 月 1 日施行（中華人民共和国税関総署令 248 号）
[原文] 中华人民共和国进口食品境外生产企业注册管理规定
執筆担当：日本弁護士　岩井久美子

インターネット取引監督管理弁法

[ポイント] 2021 年 5 月 1 日より「インターネット取引監督管理弁法」が施行された（同日付で 2014 年の「インターネット取引管理弁法」は廃止された。）。計 56 条からなる本弁法は、2019 年 1 月 1 日より施行されている「電子商取引法」の内容を補完するものといえる。電子商取引法では、インターネット取引事業の主体を、インターネ

©Anderson Mori & Tomotsune

ット取引事業者・プラットフォーム事業者・プラットフォーム内事業者の 3 つに分けられているところ、本弁法もかかる分類に基づき、主にインターネット取引事業者・プラットフォーム事業者の義務・責任を明確化し、消費者の権益保護の強化を図っている。本弁法は、特に、電子商取引法に定める電子商取引に加え、「ソーシャルコマース」(SNS を利用した EC)及び「ライブコマース」(ライブ配信を利用した EC)等にも適用される点、また、本弁法施行後は、ソーシャルコマースやライブコマースを行う事業者も電子商取引法上の義務を負うこととしている点において注目を集めている。ソーシャルコマースやライブコマースは近年中国において非常に流行しており、取引量も急増している一方で、悪質な商法を規制する根拠法令が必要との声が上がっていた(なお、ライブコマースについては、「インターネットライブコマース管理弁法(試行)」が別途制定され、2021 年 5 月 25 日に施行されている。同弁法の詳細については本号下記「インターネットライブコマース管理弁法(試行)」参照。)。本弁法上のインターネット取引事業者の義務としては、例えば、ライブコマース動画の放送終了日から 3 年以上の保存義務が定められている点や、インターネット取引事業者は取引記録の偽造やユーザーレビューの捏造、誤導的な表示(高評価を前に、低評価を後に置く行為等)、虚偽の在庫情報を用いたマーケティング、クリック・フォロー・「賛」(いいね!)の数量等のデータの偽造などの不正競争行為が禁止事項として明示的に定められている点が注目されている。また消費者保護の観点から、商品選択の際の選択項目のデフォルトを他の商品との抱き合わせに設定することは電子商取引法上でも禁止されていたが、それに加え、消費者が過去に購入した商品にデフォルト設定することも禁止されている。また、自動更新・自動継続課金によるサービス提供を行う場合は自動更新・自動継続課金の 5 日前に注意喚起を行わなければならず、いつでも簡単に取消・変更が可能であるようにしなければならないなどと定められている点も新しい。その他、個人情報保護に関して、インターネット取引事業者が消費者の個人情報を収集・使用する際の目的・方法・範囲の明示義務や、消費者の同意取得義務について改めて規定が置かれているほか、その事業活動と直接関係のない情報の収集・使用を強制的・迂回的に取得することが禁止されている(中国個人情報保護法の制定の動向については本号下記「中華人民共和国個人情報保護法(草案)(二次審議稿)」参照。)。プラットフォーム事業者の義務としては、プラットフォーム内事業者による取引に関して、プラットフォーム内での検索結果に表示されなくする行為や、商品の取扱中止、店舗の閉鎖、サービス費用の値上げ等の方法を用いて圧力をかけ、プラットフォーム内事業者が複数のプラットフォームにおいて経営活動を行うことを禁止制限してはならないなどと定め、プラットフォームによる「二選一」の強制と呼ばれる行為が禁じられている。電子商取引法第 10 条において登記不要とされているインターネットを使った「便民労務活動」とは「清掃・洗濯・裁縫・理髪・引越し・鍵の作製・配管・家電や家具の修理・メンテナンス等」を指すこと、同じく登記不要とされているインターネットを使った「小額な取引活動」とは年間取引総額が 10 万元以下の場合を指すことが明確化された点も注目される。

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局
2021 年 3 月 15 日公布、2021 年 5 月 1 日施行(国家市場監督管理総局令第 37 号)
[原文] 网络交易监督管理办法
執筆担当:日本弁護士　唐沢晃平

越境 EC 小売販売輸入試行の拡大、監督管理要求の厳格的な実行に関する通知

[ポイント] コロナ禍による影響もあり、中国における越境 EC はますます活況であるが、この度、本通知により、越境 EC 小売輸入の優遇措置の適用範囲が大幅に拡大されることになった。具体的には、オンライン保税輸入(税関監督管理方式コード 1210)の優遇措置(コード 1210 の適用対象である輸入商品については一般貿易貨物としては扱わずに、個人使用目的の輸入物品に対する監督管理方法を適用し、商品の初回輸入に関する認可・登録・届出手続を不要とするといった優遇措置)を利用できる場所が、自由貿易試験区、越境 EC 総合試験区、総合保税区、輸入貿易促進創新示範区、保税物流中心(B型)の所在都市または区域へと拡大される。当該優遇政策は、2018 年 11 月に 37 の越境 EC 総合試験区で開始され、その後 2020 年には 86 の都市及び海南島全域に範囲が拡大されたが、今回の拡大後の範囲は 156 の都市・区域及び海南島全域となり、中国の全

©Anderson Mori & Tomotsune

ての省・自治区・直轄市に越境 EC 小売輸入の優遇措置を利用できるエリアが分布することになった。なお、本通知は同時に、税関による特別監督管理エリア外における「网购保税＋线下自提」（オンラインでの保税+オフラインでのセルフピックアップ。ピックアップセンター等と呼ばれる実店舗で保税輸入商品を展示し、消費者が店頭でオンライン購入を行う方法により、関税がかからない状態での商品購入及びその場での商品の持ち帰りを可能とする商法。かかる商法が可能とされているエリアは限定されている。）の展開や、二次販売（個人使用を装って保税輸入した商品を転売する行為）などの、密輸犯罪に該当しうる違法行為についての取り締まりを強化するとしている。

[公布／公表機関] 商務部、発改委、財政部、税関総署、税務総局、市場監督管理総局

2021 年 3 月 18 日公布、同日施行（商財発[2021]39 号）

[原文] 关于扩大跨境电商零售进口试点、严格落实监管要求的通知

執筆担当：日本弁護士　唐沢晃平

＜外商投資＞

「中華人民共和国外資保険会社管理条例実施細則」の改正に関する決定

[ポイント] 本決定は、保険業に対する外資規制を緩和し、対外開放の拡大を図るもので、「中華人民共和国外資保険会社管理条例実施細則」の改正に関連して発表された。規制緩和の内容としては、2019 年 12 月に発表された「合弁生命保険会社の外資出資規制撤廃時期の明示に関する中国銀保監弁公庁の通知」（銀保監弁発[2019]230 号）によりその撤廃方針が示された外資生命保険会社に対する 51%の外資出資制限の「中華人民共和国外資保険会社管理条例実施細則」における整合性を図る目的とされる。また、外資保険会社は、主要株主として、最低 1 社は経営状態が正常な保険会社を有しなければならないという条件については、保険会社から保険会社または保険集団会社に変更され、その範囲が拡大された。また、2020 年 12 月 19 日に国家発展改革委員会と商務部により公布された「外商投資安全審査弁法」との関係では、同決定において、外資保険会社に対する投資が国家の安全に影響を与え、又は影響を与える恐れがある場合、外商投資安全審査を受けなければならないことが明確化された。

[公布／公表機関] 銀行保険監督管理委員会

2021 年 3 月 10 日公布、同日施行

[原文] 关于修改《中华人民共和国外资保险公司管理条例实施细则》的决定

執筆担当：北京オフィス顧問　李加弟

＜自由貿易試験区関連＞

中華人民共和国海南自由貿易港法

[ポイント] 本法は、2020 年 6 月に中国共産党中央委員会及び国務院から「海南自由貿易港建設全体計画（海南自由贸易港建设总体方案）」が発表されて以降推し進められてきた海南島の自由貿易港建設に関して、基本的な制度を定める法律である。2020 年 12 月に第一次草案、2021 年 4 月に第二次草案が発表されており、大きな変更がされることはなく、法律として制定された。

自由貿易港とは、港湾地域を関税上の外国とみなし、輸入貨物に関税を課さない保税制度を実施し、貨物や船舶の自由な往来を認めるという制度である。上記計画においては海南島全域を自由貿易港として建設を進めることが定められており、本法においては、海南自由貿易港（自貿港）における貿易の自由化、投資の自由化、税制制度等に関する基本的な事項が規定されている。貿易に関しては、海南島全体において島内で関税閉鎖（封关运作）を行う税関管理特殊区域制度を設け、出入自由、安全便利な貨物貿易管理制度を確立すること（11 条）、自貿港から国外に出入りする貨物等についてはリスト管理を行い、リスト記載以外の貨物等については税関の監督のもと自由に出入りすることができること（13 条）、自貿港から中国本土のその他の地域に貨物を送る場合には、原則として輸入に準じて関連する手続を行うこと（14 条）等が規定されている。投資に関しては、自貿港

©Anderson Mori & Tomotsune

においては高レベルな投資自由化の政策を実行すること(18 条)、自貿港における外商投資の参入についてはネガティブリストによる管理を行うこと(19 条)、自貿港での市場参入を緩和し、特別な市場参入リストを制定すること(20 条)等が規定されている。税制制度に関しては、自貿港においては簡素化された税制を採用することとし(27 条)、簡易化税制が採用された後は、リストに掲載されている物品以外の貨物については輸入時の関税を免除する(簡易化税制採用前は、一部の輸入品について関税等を免除する)とされている(28 条)。
[公布／公表機関] 全国人大常委会
2021 年 6 月 10 日公布、2021 年 6 月 10 日施行(中華人民共和国主席令第 85 号)
[原文] 中华人民共和国海南自由贸易港法
執筆担当:日本弁護士　徳山剛史

全国人民代表大会常務委員会により国務院に授権された自由貿易試験区関連法律規定の適用の暫定的な調整に関する決定
[ポイント] 本決定は、全国人民代表大会常務委員会が、国務院に対し、自由貿易試験区内において、「民営学校教育促進法」、「会計法」、「公認会計士法」、「競売法」、「銀行業監督管理法」、「商業銀行法」及び「保険法」における関連規定について暫定的に調整の上で適用することを授権するものである。本決定においては、「民営学校教育促進法」において許可制とされている一部の特殊教育施設(就学前教育施設、民営普通・高級技術専門学校等)の設立が許可制の対象とされないとする他、「銀行業監督管理法」及び「商業銀行法」上の規制を緩和し、外資銀行の分行以下の分公司の設立や経営範囲の変更が許可制から届出制とされている。これらの調整適用は、施行日から 3 年間試行される。本決定は、「放」「管」「服」改革の一環として、市場監督管理部門が発行する営業許可証と各業界の主管部門が発行する許可証を制度的に分離することで、企業設立や事業展開の効率化を目指す制度であり、2017 年 9 月に全国自由貿易試験区に普及された『証照分離』改革を促進する目的の下、実施されており、2019 年 12 月 1 日にも同目的の下、上海、広東、天津等の一部自由貿易試験区において、「対外貿易法」、「道路交通安全法」、「消防法」、「食品安全法」、「税関法」、「種子法」に関して同様の決定が出されており、今後も『証照分離』改革の動向に注視したい。
[公布／公表機関] 全国人大常委会
2021 年 4 月 29 日公布、2022 年 7 月 1 日施行
[原文] 全国人民代表大会常务委员会关于授权国务院在自由贸易试验区暂时调整适用有关法律规定的决定
執筆担当:　日本弁護士　尾関麻帆

＜金融＞

金融機構マネーロンダリング禁止及びテロ融資禁止監督管理弁法
[ポイント] 本弁法は、中国におけるマネーロンダリング防止業務の水準を向上させ、金融においてリスクのある重要な挙動に注意することを目的として、金融機関に対してマネーロンダリングのリスクの評価にしたがって、適切な監督管理措置を講じることを求めるものである。具体的には、商業銀行、証券会社、保険会社等の金融機関に対して、マネーロンダリング等について経営規模に応じて内部的ポリシーを設けることを求め、中国人民銀行に報告するものとされている。また、中国人民銀行は、当該届け出られたポリシーを管理し、サンプル検査を行うことも規定されている。本弁法により、対象となる金融機関は、マネーロンダリングに関する規定を設けることが想定されることから、企業の規模に応じて送金業務に一定程度の負担が追加されることが予想される点に留意する必要がある。
[公布／公表機関] 人民銀行
2021 年 4 月 15 日公布、2021 年 8 月 1 日施行(中国人民銀行令[2021]第 3 号)
[原文] 金融机构反洗钱和反恐怖融资监督管理办法

©Anderson Mori & Tomotsune

執筆担当：日本弁護士　藤本博之

＜民法＞

国家賠償案件の審理における精神的な損害賠償責任の確定における法律適用の若干問題に関する解釈

[ポイント] 本司法解釈は、行政機関の行為による権利侵害又は刑事手続における権利侵害により、その精神についても損害を受けたとする個人の国家賠償法に基づく損害賠償請求に関する解釈を示すものである。具体的には、精神損害に関する賠償方法の提示（関係情報の発表、報道、謝罪）、重大な精神侵害内容の具体化、損害賠償金の割合、精神損害の要素の列挙等を行うものである。

[公布／公表機関] 最高院

2021 年 3 月 24 日公布、2022 年 4 月 1 日施行（法釈[2021]3 号）

[原文] 关于审理国家赔偿案件确定精神损害赔偿责任适用法律若干问题的解释

執筆担当：日本弁護士　藤本博之

＜民事訴訟法＞

最高人民法院による北京金融法院における案件の管轄に関する規定

[ポイント] 2021 年 1 月 22 日に「北京金融法院の設立に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」が発布され、人民法院組織法上の専門法院（人民法院組織法 12 条 3 号）の中の「金融法院」（同法 15 条）として、北京金融法院を設立することが決定された。本規定は北京金融法院の管轄権に関して定める。本規定によれば、北京金融法院は、北京市の管轄下にある中級人民法院が受理した次のような金融民事・商業事件を管轄する（1 条）。たとえば、証券、先物取引、営業信託、保険、手形、信用状、独立信用保証状、銀行カード、金融リース契約等（同条 1 号）、資産管理業務、資産支援証券業務、プライベート・エクイティ業務、外国為替業務、金融商品の販売及び適正管理、信用調査業務、支払業務等（同条 2 号）、金融機関を債務者とする破産紛争（同条 4 号）、金融民事・商事紛争の仲裁・司法審査事件（同条 5 号）等が挙げられている。また、香港・マカオ・台湾の法院による金融民事・商事紛争に関する判決・裁定の承認・執行、並びに外国裁判所による金融民事・商業紛争の判決・裁定の承認・執行についても、北京金融法院に申立てをすることが定められている（同条 6 号）。中国の国内投資家が、中国国外の証券の発行・取引活動、先物取引により権利が侵害されたとして提起する訴訟、及び中国国外金融機関が販売・提供する金融商品・サービスにより権利が侵害されたとして提起する訴訟についても、北京金融法院に提起された場合には同法院が管轄する（2 条）。さらに、北京市を住所地とする金融インフラ機関を被告又は第三者として職責の履行を求める第一審金融民事商事案件についても、北京金融法院が管轄することが明確に規定されている（5 条）。上記の通り、今後、金融機関の関連する案件の多くは北京金融法院により管轄され、同法院の専門的審理を受けることが可能となると思われる。

[公布／公表機関] 最高院

2021 年 3 月 16 日公布、同日施行

[原文] 最高人民法院关于北京金融法院案件管辖的规定

執筆担当：日本弁護士　岩井久美子

＜知的財産権＞

改正後特許法についての審査業務実施の取扱いに関する暫定弁法

[ポイント] 本弁法は、2020 年改正特許法の施行（2021 年 6 月 1 日）に合わせて特許審査業務の取扱いについて定めたものである。本弁法によれば、2021 年 6 月 1 日より、2020 年改正特許法で新たに導入された制度に基づく出願又は申請等は行うことが可能であるが、当該出願又は申請に対する審査は、改正中の特許法実施細則が施行された後に行われることになるとされている。

[公布／公表機関] 知識産権局

©Anderson Mori & Tomotsune

2021 年 5 月 24 日公布、6 月 1 日施行(国家知識産権局公告第 423 号)
[原文] 关于施行修改后专利法的相关审查业务处理暂行办法
執筆担当:中国弁護士　李芸

国家知識産権局弁公室による広州開発区において特許代理の対外開放に関連する試行業務への同意に関するレター
[ポイント] 本通達は、広州開発区(「パイロット地区」)において、外国人による中国特許弁理士試験の受験、外国特許事務所による駐在事務所の設立を試行することについて定めたものである。本通達によれば、パイロット地区における駐在事務所の設立の要件として、外国で適法に設立され、5 年以上にわたり特許代理業務を実質的に取扱い、かつ業務自粛処分又は行政処罰を受けたことがないこと、本国で 10 名以上の特許弁理士が執務することとされている。また、外国特許事務所の駐在事務所は、中国特許に係る出願、無効審判等の特許業務及び中国法に係る業務を取扱うことはできないとされている。
[公布／公表機関] 知識産権局
2021 年 4 月 28 日公布、同日施行(国知弁函運字〔2021〕393 号)
[原文] 国家知识产权局办公室关于同意在广州开发区开展专利代理对外开放有关试点工作的函
附件 1:外国人参加専利代理師資格考試試点工作実施要点
附件 2:外国専利代理機構在華設立常駐代表機構試点工作実施要点
執筆担当:中国弁護士　李芸

＜社会法＞

医療機器監督管理条例
[ポイント] 本条例は、2014 年、2017 年に続き今回は 3 回目の改正となる。今回の主な変更点は、2017 年 12 月以降上海等一部地域において先行して進められていた医療機器登録制度の改善及び全国的な適用、臨床試験管理体制の改革、承認プロセスの最適化等である。第一に、本条例により、全国レベルで医療機器の登録者届出者制度を確立することとなったところ、本条例は同制度について、より明確、より詳細に規定している。例えば、医療機器の生産を第三者に委託することが認められるため、登録者は従前の生産企業のみではなく、研究開発機構等の生産を行わない機構も登録・届出できるように規定された。第二に、本条例においては、登録届出の申請手続きの簡易化が図られ、申請手続きをする際に提出が求められる製品検証報告書、臨床評価資料等の必要な資料に対する要求も緩和された。第三に、革新的な医療機器への奨励も規定され、革新的な医療機器については、優先的に審査評価、許認可を受けることが可能となり、関連する知的財産権の保護に関する規定も追加された。最後に、本条例においては、関連違法行為に対する処罰が強化されており、例えば、罰金の上限が引き上げられたことに加え、会社が違反した場合には、会社に対する処罰のほか、会社の法定代表者や責任者に対する処罰も課されるとされている。
[公布／公表機関] 国務院
2021 年 2 月 9 日公布、2021 年 6 月 1 日施行(第 739 号)
[原文] 医疗器械监督管理条例
執筆担当:北京オフィス顧問　李彬

典型類型のモバイルインターネットアプリケーションにおいて必要な個人情報範囲の規定
[ポイント] 本規定は、スマートフォン等の移動通信機器におけるアプリケーション(以下、単に「アプリ」という。)による個人情報収集に関する規制を定めたものである。同規定ではアプリの種類によって類型化し、それぞれの類型において収集が必要となる個人情報の類型を規定している。例えば、地図ナビゲーション類型のアプリにおいては位置情報、出発地、到着地等の情報が、ネット配車サービスでは登録ユーザーの電話番号、乗客の出発地、

©Anderson Mori & Tomotsune

到着地、位置情報、行程履歴、支払の時間、支払金額、支払方法等が収集の必要な個人情報となることが定められている。これらの各類型における必要な個人情報以外の個人情報を収集する場合にユーザーがこれを拒んだとしても、アプリの提供者は当該アプリの基本的な機能サービスの提供を拒否してはならないとされている(4条)。なお、ここでいうアプリには移動端末にダウンロード・インストールする形式のアプリのみならず、インストールを必要としないミニプログラムも含まれる(2 条 2 項)。
[公布／公表機関] 国家インターネット情報弁公室、工業及び情報化部、公安部、国家市場監督管理総局
2021 年 3 月 12 日公布、2021 年 5 月 1 日施行(国信弁秘字〔2021〕14 号)
[原文] 常见类型移动互联网应用程序必要个人信息范围规定
執筆担当:日本弁護士　徳山剛史

草案・意見募集稿等

中華人民共和国個人情報保護法(草案)(二次審議稿)
[ポイント] 個人情報保護法(草案)は、2020 年 10 月 13 日に一次審議稿が公表され、中国では初めての「個人情報保護法」の立法がなされる方向にあるということで世界からも注目を浴びていた。本草案も基本的には、第一次審議稿をベースとして(同じ規制の方向性の下に)、幾つかの新しい修正等を加えている。個人情報保護法二次審議案は、個人情報の定義規定、取扱の原則や規則、行政機関による個人情報取扱の特別規定、越境移転の条件、罰則規定を含む全文 73 条からなる。個人情報保護法二次審議案は、個人情報取扱者の義務として、本人の同意撤回の容易な方法を提供することを定める一方で、同意の撤回は撤回前に行われた個人情報の取扱の効力に影響しないことも明確にしている。個人情報保護法(草案)の詳細については、「データ安全法」と同様に、次号ニュースレターの Lawyer's Eye で取り扱う予定である。
[公布／公表機関] 全国人大常委会
(意見募集期間:2021 年 4 月 29 日～5 月 28 日)
[原文] 中华人民共和国个人信息保护法（草案）（二次审议稿）
執筆担当:日本弁護士　若林耕

海南自由貿易港の建設支援における市場参入緩和の若干の特別措置に関する意見
[ポイント] 本意見は、海南自由貿易港における市場参入緩和のための具体的な措置について提言を行うものであり、主に①医薬衛生領域での市場参入方式の創造(処方薬のインターネット販売、薬品市場の参入の支援の拡大措置、合同研究組織の参入制限の緩和、高度美容医療の発展支援等)、②金融領域の市場参入及び発展環境の最適化(証券、保険、基金等の業種の発展等)、③文化領域の参入緩和及び発展繁栄の促進(海南国際文物芸術品取引センターの建設支援、文化演芸産業の発展の推奨、ネットゲーム産業の発展の推奨等)、④教育領域の参入緩和及び資源集合の推進(高等学校(大学)による科学研究成果の転化推奨、国内の名高い高等学校による海南での国際学部の設立、職業教育の発展の推奨等)、⑤その他の領域における市場参入の緩和(宇宙領域における市場参入環境の最適化、民間航空産業への参入緩和、スポーツ市場への参入緩和等)について定められている。
[公布／公表機関] 国家発展改革委員会、商務部
2021 年 4 月 7 日公布、同日施行(発改体改〔2021〕479 号)
[原文] 关于支持海南自由贸易港建设放宽市场准入若干特别措施的意见
執筆担当:日本弁護士　徳山剛史

中華人民共和国先物法(草案)
[ポイント] 本草案は、先物市場の健在化、先物取引の活性化を図るため、先物及びその他の派生商品の取引

©Anderson Mori & Tomotsune

(「先物取引等」)について定めたものである。本草案では、現行の「先物取引管理条例」に比べて内容が大幅に拡充されており、その他の派生商品(3 章)、先物の決済とクロージング(4 章)、先物取引者(5 章)、先物決済機関(8 章)、先物サービス機関(9 章)、クロスボーダー取引の管轄と協力(12 章)の章が新設され。本草案の適用範囲は、①中国境内における先物取引等、及び②中国境内の市場秩序を乱し、中国境内の取引者の適法な権益を損ねるような中国境外で行われた先物取引等とされている(2 条)。また、本草案では、商品の新規上場について現在の審査制から登録制に緩和されたほか、店頭取引派生商品に対する監督、相場操縦を目的とする不正な行為の禁止、インサイダー取引の禁止、投資者の集団訴訟制度等の内容も導入されている。
[公布／公表機関] 全国人大常委会
(意見募集期間:2021 年 4 月 29 日～5 月 28 日)
[原文] 中华人民共和国期货法(草案)
執筆担当:中国弁護士 李芸

インターネットライブコマース管理弁法(試行)
[ポイント] 中国においてはオンラインでの電子商取引、中でも「网红」(網紅(ワンホン)と呼ばれるインフルエンサー・KOL(Key Opinion Leader)がオンラインでライブ放送を行いながら商品販売を行う「ライブコマース」(「直播带货」、「网红带货」等とも呼ばれる。)の市場規模が急速に拡大しており、関連するトラブルも増加している。そこで、上記の「インターネット取引監督管理弁法」に加え、ライブコマースに特化した規制として本弁法が制定された。本弁法は計 30 条からなり、ネット安全法、電子商取引法、広告法、反不正当競争法、ネット情報コンテンツ生態ガバナンス規定(网络信息内容是生态治理规定)に基づくものとして制定されている。本弁法では、ライブコマースにおいて禁止される行為(違法コンテンツの配信禁止、ユーザーに対する欺罔・誤導禁止、改造品・模倣品の販売禁止、取引数・フォロワー数・閲覧数・好評数等のデータの改ざん禁止、違法行為の助長禁止、ハラスメント・誹謗中傷・脅迫の禁止・ねずみ講・詐欺・賭博・法禁物の販売禁止等)が明示されているほか、ライブコマースプラットフォームの義務として、健全なアカウント管理・情報セキュリティ管理・消費者保護・未成年者保護等を行うべき義務、ライブスペース運営者やライブコマース人員の身分情報の照合義務、ライブ配信についてのコンテンツ管理を強化しリアルタイムでパトロールをすべき義務、不適切なライブ配信が行われた場合に即座に対応できるようなリスク管理態勢を整備すべき義務、違法アカウントの抹消・ブラックリストへの追加等の措置を行うべき義務等も定められている。ライブコマースに関しては買う側のみならず、売る側の低年齢化も問題視されているが、本弁法はライブスペース運営者、ライブコマース人員は 16 歳以上でなければならず、16 歳以上でも未成年(18 歳未満)であれば保護者の同意が必要と定めている。本弁法は、配信内容が商業広告に当たる場合には、ライブスペース運営者やライブコマース人員も広告法上の義務を負うことを明らかにしている点も注目に値する。
[公布／公表機関] 国家インターネット情報弁公室、公安部、商務部、文化旅游部、国家税務総局、国家市場監督管理総局、国家広播電視総局
2021 年 4 月 7 日公布、2021 年 5 月 25 日施行
[原文] 网络直播营销管理办法(试行)
執筆担当:日本弁護士 唐沢晃平

「中華人民共和国煙草専売法実施条例」の改訂に関する決定(意見募集稿)
[ポイント] 本募集稿は、煙草専売法実施条例の改正に関する決定の意見募集稿である。主たる改正は、電子タバコ等の新型の煙草について伝統的な煙草に関する規定を参照し、適用するという点である。中国においては、煙草は、普通の商品と異なり、その生産、販売等が法令上制限される等特別な制度の下で取り扱われている。しかし、近年、中国市場に登場してきた電子タバコ等の新型の煙草の管理監督に関して、今までは法令上明確な規定がなかった。本意見募集稿における改正により、少なくとも電子タバコも原則として、普通の煙草に関する規定が適用されることが明確にされた。

©Anderson Mori & Tomotsune

[公布／公表機関] 工業及び情報化部
（意見募集期間:2021 年 3 月 22 日～4 月 22 日）
[原文] 关于修改《中华人民共和国烟草专卖法实施条例》的决定（征求意见稿）
執筆担当:北京オフィス顧問　李彬

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

©Anderson Mori & Tomotsune

中国万感

中国における中学校進学(小昇初)事情
～北京を中心として～

北京オフィス顧問　李　加弟

中国人は、子供の教育にかける情熱が凄い。「教育は運命を変えられる」ということは、中国の親の堅固で揺るぎない信仰である。中国の教育システムは、現段階ではまだバランスがとれておらず、学校間の格差が存在しているため、子供を名門校に入れることは、親にとって、最重要課題である。筆者の息子が去年、小昇初を経験したので、自らの体験を読者の皆様にシェアさせていただく。

北京市において、名門中学校に進学するには様々なルートがあるが、ここでは「学区房」と「点招」という 2 つの典型的なルートについて紹介したい。

1. 北京の「学区房」事情

「学区房」とは、名門校の通学区域(学区)内にある物件のことで、学区に住んでいれば、その学校に無条件で進学できる。従って、子供を名門校に入れるために、その学校の学区内にある物件を購入するのは、最も手っ取り早い方法と言える。親は、子供の将来を思い、名門校へ入学させるため、学区房を我先に購入するため、学区房の価格は、普通の物件より遥かに高い。例えば、北京の西城区や海澱区にある学区房は、一平方メートルあたり平均で 10 万人民元を優に超える。中国の不動産業界において、この「学区房」は他に類を見ない特異な現象となっていると言えるだろう。中国政府は、「学区房」の異常な価格高騰を受け、措置を講じている。例えば、一つの学区内において、名門校とごく普通の学校を含む 2 校以上を指定し、最終的にどの学校に進学するかは抽選で決まるという方法である。つまり、名門校への進学が保証されなくなり、ごく普通の学校に入る可能性が十分あるため、これにより、「学区房」の異常な価格高騰を抑えようというものである。

2.「点招」の秘密

ところで、「学区房」を持っていない家庭の子供は、どうやって名門校に入るのかという疑問が生じるだろう。その場合、もうひとつの典型的なルートである「点招」という方法がある。

「点招」とは、各種テストの成績や小学校におけるパフォーマンスなどを各名門校のシステムにより評価し、非常に優秀な生徒を入学させるという特別な方法である。各名門校の評価システムでは、多少の差異はあるものの、最も重要となるのは、数学オリンピック競技や学校の入学試験の各種成績だと思われる。

中国政府は、教育の均衡化を図り、生徒の過重な学習負担を軽減するために様々な措置を講じている。例えば、在校時間の短縮、宿題の量の軽減 [1]、生徒の睡眠時間の確保 [2]、テスト成績の非公表等が挙げられる。また、学校

[1] 宿題は、小学校 1・2 年には出さず、3-6 年は 60 分以内とされる。
[2] 小学生は、10 時間確保とされる。

©Anderson Mori & Tomotsune

で教える内容は、徐々に簡単になる傾向があり、数学、国語、英語の 3 科目の学内テストにおいて、合計で 295 点以上を取る生徒が多数いるため、学内テストの成績により生徒の成績を区分することが難しくなっている。では、名門校は、どのように優秀な生徒を選抜するのかというと、名門校の入学試験や数学オリンピック競技の各種成績により判断している。名門校の入学試験では、学校の授業で教わった知識では太刀打ちできない難問（ほとんどが数学オリンピック競技で出題されるような難問である）が出題されるのが一般的である。名門校の入学試験で高得数を取るために、子供は学校外の塾で勉強しなければならない。その結果、学内の負担軽減に伴い、学外の負担増加という現象が生じている。北京で名門校が集まる「海澱黄庄」というエリアには有名な塾が林立している。ここは「宇宙センター」と呼ばれ、放課後や週末になると、見渡す限り、子供の付き添いや送り迎えをする親の姿であふれている。また、子供が理解できなかった問題を子供に教えるために、親が教室の後ろに座り、子供と一緒に授業を受け、メモやビデオを取る光景は日常茶飯事である。親は、自分達や子供に大きな負担がかかることに抵抗がある一方、子供に名門校を入学させるために学校外の教育に依存せざるを得ないのである。

ちなみに、近年、中国政府は、学校外の教育が親や子供に与える負担を懸念し、数学オリンピック競技の組織や名門校等による「点招」を禁止する傾向にある。しかし、名門校が優れた水準を維持するためには、優秀な生徒の選抜が不可欠であるため、学校は、密かに「点招」による試験を行っている。サマーキャンプの名義で密かに入学試験を行い、同入学試験の結果に基づき、生徒の選抜を行っている学校も多い。また、多くの入学試験が秘密裡に行われるため、これらの試験に関する秘密情報（いつ、どこで、どの学校が、行うか等）を獲得することは、親にとって非常に重要となる。親は、あまたの進学 Wechat グループにおける情報を常に注視し、重要な情報の獲得に知恵を絞らなければならない。

先に述べたとおり、中国政府は、教育の均衡化を図っているため、今後、「学区房」や「点招」という入学ルートは徐々に減り、オンライン抽選という形が普及していくだろう。また、勉強の成績だけではなく、素質教育（体育、美術、音楽等）の強化も図っているようである。中国国内の受験競争を避けるために、子供をインターナショナルスクールに入れる親もいて、彼らは将来、子供を海外の大学に行かせようと考え、幼少期から英語教育を受けさせることを重視している。筆者の息子の同級生の女の子（中一、海外在住経験なし）は、TOFEL の試験で、なんと 114 点を取った。しかし、ここ最近は、新型コロナウィルスや中米関係などの影響により、子供をインターナショナルスクールに入れた親の中には動揺している親もいるようである。競争が激化し、教育熱が高まり、学校間の格差が存在している現状においては、中国ローカルの学校でも、インターナショナルスクールでも、どちらの道を選ぶにせよ、行く先は平坦な道ではないようである。

以上

©Anderson Mori & Tomotsune

■ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

■ 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。

弁護士　射手矢　好雄（yoshio.iteya@amt-law.com）
弁護士　森脇　章（akira.moriwaki@amt-law.com）
弁護士　中川　裕茂（hiroshige.nakagawa@amt-law.com）
弁護士　若林　耕（ko.wakabayashi@amt-law.com）
中国弁護士　屠　錦寧（tu.jinning@amt-law.com）

■ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。

■ ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。

「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業および弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所を含むグループの総称として使用しております。